

上田市学校 ICT 支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、情報機器の活用・操作方法に知識・技術のある I C T 支援員が教職員の授業をサポートすることにより、学校での情報機器を活用した「わかる授業」の推進を図るものである。また、教職員の情報機器活用・操作方法の技術サポートを行うことにより校務の効率化を図るとともに、学校の情報・活動内容等を地域に発信するため学校ホームページ更新の技術サポートを行い、地域に開かれた学校づくりを推進する。

この要領では、公募型プロポーザル方式により、上田市教育委員会が発注する「上田市学校 ICT 支援業務」(以下「本業務」という。) の委託業者を選定する手続きについての必要事項を定める。

2 本業務の概要

- (1) 件 名 上田市学校 ICT 支援業務委託
- (2) 内 容 別紙「上田市学校 ICT 支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間
- (4) 場 所 上田市内小中学校ほか
- (5) 提案上限額 金 150,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)
(内訳) 年度別委託料の上限額
令和 8 年度 50,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)
令和 9 年度 50,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)
令和 10 年度 50,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)
ただし、上記金額は設計金額（予定価格）を示すものではない。
- (6) 契約保証金 上田市財務規則（平成 18 年規則第 45 号）第 124 条第 1 項の規定により、受託者は、本業務の契約締結後、直ちに契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、同条第 4 項に該当する場合はこの限りではない。

3 プロポーザル実施スケジュール

内容	期日
実施要領に関する質問書の提出期限	令和 8 年 1 月 7 日（水）13 時（必着）
質問書に対する回答	令和 8 年 1 月 13 日（火）
プロポーザル参加届の提出	令和 8 年 1 月 15 日（木）13 時（必着）
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 1 月 20 日（火）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和 8 年 1 月 22 日（木）13 時（必着）
プロポーザル辞退届提出期限	令和 8 年 1 月 22 日（木）13 時（必着）
（※応募多数の場合は、一次書類選考を行う場合がある）	
プロポーザル審査会	令和 8 年 1 月 28 日（水）～1 月 30 日（金） 日時は後日連絡
結果の通知発送	令和 8 年 2 月上旬
令和 8 年度 業務開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）～

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 本プロポーザルが公開された時点において、令和 7・8・9 年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿に登録されていること

- (2) 長野県内に本店（社）並びに支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている事業者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 応募する者及びその関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) プロポーザル参加届提出時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしていないこと
- (6) プロポーザル参加届提出時点において、上田市から指名停止の措置を受けていない者であること。

5 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 選定期間中及び契約締結までの間に「4 参加資格要件等」の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合
- (3) 企画提案書類に虚偽表示がある場合及び仕様書の要件を満たしていない場合
- (4) プロポーザル審査会に出席しなかった場合
- (5) 提案見積額が提案上限額を上回る場合
- (6) 審査委員が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

6 参加申込

「4 参加資格要件等」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 8 年 1 月 15 日（木）13 時 必着
- (2) 提出書類（各 1 部）
 - ア プロポーザル参加届（様式第 1 号）
 - イ 事業者概要調書（様式第 2 号）
※会社概要がある場合は添付すること
- (3) 提出方法
郵送、メール、持参
※メールの場合、必要書類の PDF データを添付すること。FAX による提出があっても受理しない。
※郵送の場合は、提出期限内に提出場所必着とする。
※郵送及びメールの場合は、提出後速やかに申込を行った旨を電話で連絡すること。
- (4) 提出先
上田市教育委員会学校教育課
- (5) 審査結果
プロポーザル参加届による参加申込者には、令和 8 年 1 月 20 日（火）に参加資格審査結果通知をメール送信する。プロポーザル審査会の日時は別途通知する。
- (6) その他
 - ア プロポーザル参加届には必ず連絡用のメールアドレスを記載し、当課からのメールの受

信に配意すること。

イ プロポーザル参加届の提出をもって、上田市が「4 参加資格要件等」の(4)及び(5)の調査等を行うことに、同意したものとみなす。

ウ プロポーザル参加届提出後に参加を辞退する場合は、郵送、メール又は持参により、令和8年1月22日（木）13時必着でプロポーザル辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の上田市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

7 質問の受付・回答

本業務に関する質問は、質問書（様式第4号）を期間内に提出すること。

なお、口頭、電話による質問、質問期間外になされた質問又は匿名の質問への回答は行わない。

(1) 質問期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月7日（水）13時（必着）

(2) 質問方法

学校教育課にメールで提出すること。件名を「学校ICT支援業務委託プロポーザルについての質問」とすること。質問後は、質問をメール送信したことを電話で伝えること。

(3) 回答方法

令和8年1月13日（火）までに質問者匿名にて上田市ホームページに掲載する。また、本回答をもって、仕様書への追加又は仕様書の修正とみなす。

8 企画提案書及び提案見積書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を有することを確認後、次のとおり提出すること。

参加申込者が多数の場合には提出された企画提案書等の内容により一次書類選考を行う場合がある。

(1) 提出期限

令和8年1月22日（木）13時（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本7部

イ 提案見積書（様式第5号） 正本1部

年度毎の見積内訳明細書（任意様式）を別途添付すること

ウ プロポーザル審査会出席者報告書（様式第6号） 正本1部

※1事業者の出席者は3名以内とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について電話で提出先へ確認すること）

(4) 提出先

上田市教育委員会学校教育課

(5) 企画提案書の内容

ア 企画提案書は仕様書との整合を十分に図り、「審査基準表」の審査項目に沿って作成すること。

イ プロポーザル審査会では、プレゼンテーションで審査を行うため、企画提案書はプレゼンテーションを前提として制作すること。

ウ 記載内容については、明瞭かつ具体的なものとし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。

(6) 企画提案書の作成形態

作成にあたっては日本語を使用し、原則A4判（縦横自由）、フォントサイズは11ポイント

以上、横書き、左綴じ、両面印刷可、カラー印刷可とする。

(7) 提案見積書について

提案見積書（様式第5号）及び見積内訳明細書は、厳重に封緘、封印して提出すること。

9 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は本業務の受託者選定の目的以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は原則公開しない。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合がある。
- (5) 提出書類は本業務の受託者選定に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

10 プロポーザル審査会

- (1) 実施日
令和8年1月28日（水）、1月29日（木）、1月30日（金）のいずれか
- (2) 場所
審査会場はメールで参加事業者に通知する。
- (3) 時間
審査日時はメールで参加事業者に通知する。
- (4) 実施方法
ア プレゼンテーション 20分以内
　　プレゼンテーション後の質疑応答 5分程度
イ プロジェクター、スクリーン、電源、HDMIケーブルは市が用意する。パソコンは参加事業者が持参すること。

11 審査方法

- (1) 審査委員会
上田市職員で構成する「上田市学校ICT支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うこととする。
- (2) 審査方法
「審査基準表」に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査する。選考の経過は非公開とする。審査委員の持ち点は1人100点とし、合計点を500点満点とする。
- (3) 受託候補者の選定
審査委員会は、合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、受託候補者に対する合計点が一定水準に達しない場合（合計点が、350点未満）は受託候補者として選定しない。
合計点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

12 選定結果の通知

プロポーザル審査会への参加事業者に対し、書面により通知する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。審査結果についてはホームページで公表を行う。

13 その他

- (1) 本プロポーザルは、その契約に係る予算が議会で可決されることを前提として行うものであり、万一成立しない、または本プロポーザルに関する項目が認められない場合は、本プロポーザルの結果は無効とし、上田市はそれに伴う一切の責を負わない。また、予算が減額修正された場合は、受託者と協議する。
- (2) 企画提案に関する必要経費等、プロポーザル参加に係る諸費用は参加事業者の負担とする。
- (3) プロポーザル関係通知書類及び企画提案書等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として参加事業者に不利益が生じても、上田市はその責を負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (5) 提出期間は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。受付時間は午前9時から午後5時までとする。

14 問い合わせ先及び提出先

上田市教育委員会 学校教育課 担当者：川俣、綿内

住 所：〒386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号 上田市役所南庁舎2階

連絡先：TEL 0268-23-5101（直通）

メール：gakukyo@city.ueda.nagano.jp

審査基準表

審査項目	審査基準		配点 (審査委員 1 名あたり)
1 業務実施方針	事業者は、国の推進する GIGA スクール構想や上田市の方針を踏まえ業務の目的を正しく理解しているか。		10
2 業務実施体制	事業者は、学校 ICT 支援員として確実な業務遂行のための知識や経験を有し、学校現場に適した人材を配置できるか。配置に支障があった場合の対応が適切であるか。		20
3 人材育成	事業者は、学校 ICT 支援員の配置後においても、学校 ICT 支援員の専門知識習得、スキルアップのために必要な研修を継続的に行う体制を整備できるか。		20
4 業務内容	授業支援	本業務の趣旨に沿う授業支援ができるか。	5
	授業提案	ICT を活用した授業改善、教員への提案が効果的な内容であるか。	5
	校務支援	ICT を活用した校務の効率化が図られる提案がされているか。	5
	研修支援	ICT に係る教職員向け研修が教員のレベルやニーズを踏まえるものとなっているか。	5
5 実績	事業者は、他の自治体等で本業務または本業務に活かせる類似業務の実績があるか。		10
6 付加価値	業務の質を高めるための提案が、魅力的・効果的なものであるか。		10
7 價格	見積金額は、提案された事業内容・実施方法に對して適切かつ妥当なものであるか。		5
8 セキュリティ	知りえた個人情報を安全に取り扱うための管理方法が徹底されたものであるか。		5
合計			100

審査委員 1 人 100 点×5 名=合計 500 点満点

	秀	優	良	可	不可
配点 5 点の場合	5	4	3	2	1
配点 10 点の場合	10	8	6	4	2
配点 15 点の場合	15	12	9	6	3
配点 20 点の場合	20	16	12	8	4